

令和8年度 第1回 豊田市国民健康保険運営協議会 次第

令和8年8月6日（木）午後2時から
豊田市役所 南52会議室

- 1 部長あいさつ
- 2 会長あいさつ
- 3 議事

財政運営・改正

- 【報告事項1】令和9年度豊田市国民健康保険税率等について
- 【報告事項2】令和7年度豊田市国民健康保険特別会計の決算見込みについて
- 【報告事項3】令和8年度豊田市国民健康保険特別会計の当初予算について
- 【報告事項4】国民健康保険税率等の改正について

滞納削減

- 【報告事項5】国民健康保険税の滞納削減に向けた取組について

保健事業

- 【報告事項6】豊田市特定健康診査等実施計画及び
豊田市国民健康保険データヘルス計画の取組状況について
- 【報告事項7】第3期データヘルス計画及び第4期特定健診等実施計画の
中間評価について

- 4 その他

●今後の開催予定

- 第2回：令和8年11月26日（木）午後2時から（南52会議室）
- 第3回：令和8年12月17日（木） //

豊田市国民健康保険運営協議会委員名簿

任期：3年（令和7年5月24日～令和10年5月23日）

区分		氏名	性別	所属団体・職業	任期回数
被保険者 代表（5）	1	クロカワ テルアキ 黒 川 照 明	男		9 期目
	2	オオサワ カツエ 大 澤 勝 江	女		2 期目
	3	カミヤ ノリコ 神 谷 の り 子	女		1 期目
	4	スズキ ヨウコ 鈴 木 陽 子	女		1 期目
	5	ツクダ ヒトエ 佃 秀 美 穂	女		1 期目
被用者保険 代表（2）	6	イバラギ ケイ 荻 木 圭	男	全国健康保険協会愛知支部	1 期目
	7	ミヤガワ ナオト 宮 川 尚 人	男	トヨタ自動車健康保険組合	2 期目
保険医薬剤 師代表 （5）	8	イトウ タダシ 伊 藤 直 史	男	豊田加茂医師会	6 期目
	9	ナルセ ノリヒコ 成 瀬 徳 彦	男	豊田加茂医師会	2 期目
	10	コンドウ エイジ 近 藤 栄 治	男	豊田加茂医師会	4 期目
	11	ツカモト ツグナリ 塚 本 継 也	男	豊田加茂歯科医師会	1 期目
	12	シミズ ヒロシ 清 水 比 呂 志	男	豊田加茂薬剤師会	2 期目
公益代表 （5）	13	ヤスダ アキヒロ 安 田 明 弘	男	豊田市社会福祉協議会	2 期目
	14	タカハシ ユキコ 高 橋 由 紀 子	女	豊田市民生委員児童委員協議会	2 期目
	15	フジモト サトシ 藤 本 聡	男	公益財団法人豊田市文化振興財団	1 期目
	16	サ コ ミ ノ ル 迫 実	男	愛知県国民健康保険団体連合会	1 期目
	17	オ ダ ヤ ス オ 小 田 康 夫	男	豊田商工会議所	2 期目

男性：12名 女性：5名 計17名

（敬称略）

令和8年8月6日

豊田市国民健康保険運営協議会

会長 安 田 明 弘 様

豊田市長 太 田 稔 彦



豊田市国民健康保険税率等について（諮問）

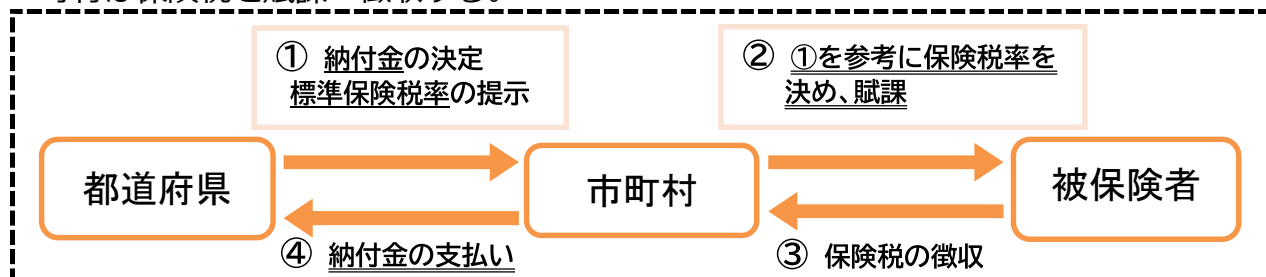
豊田市国民健康保険運営規則（昭和56年規則第27号）第2条の規定により、
令和9年度豊田市国民健康保険税率等について、貴協議会に意見を求めます。

【報告事項 1】 令和 9 年度豊田市国民健康保険税率等について

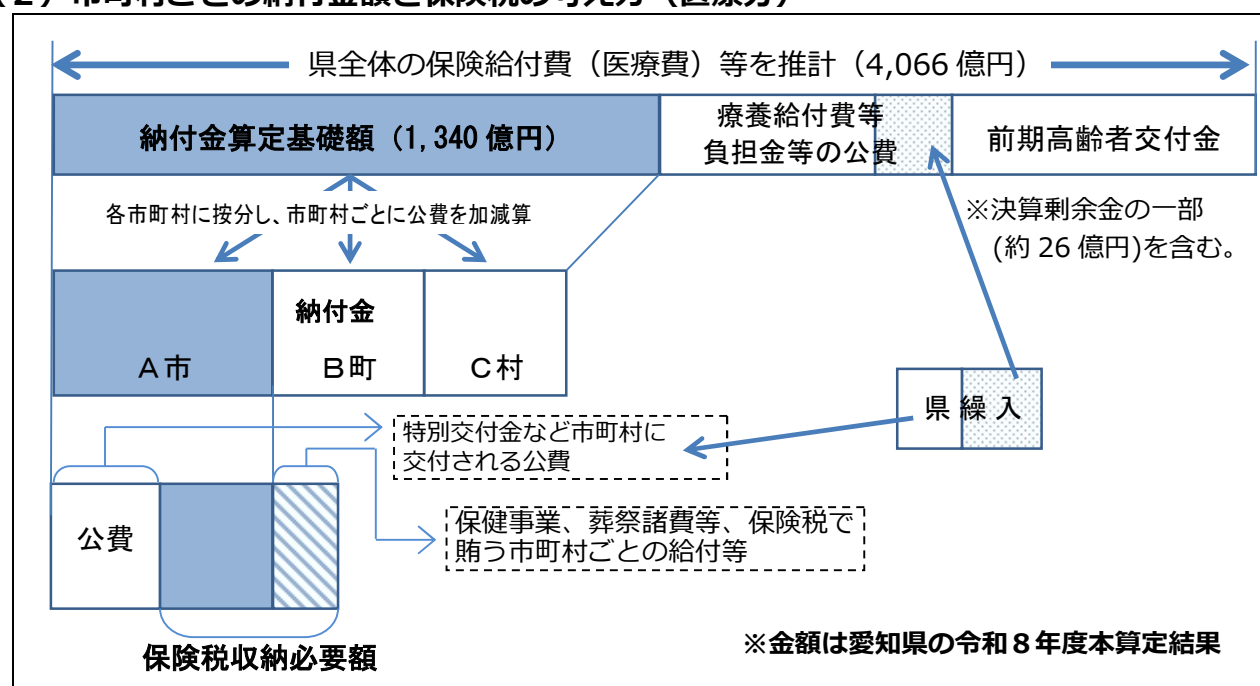
1 県が提示する国民健康保険事業費納付金等（納付金）の算定の考え方

（1）納付金の概要

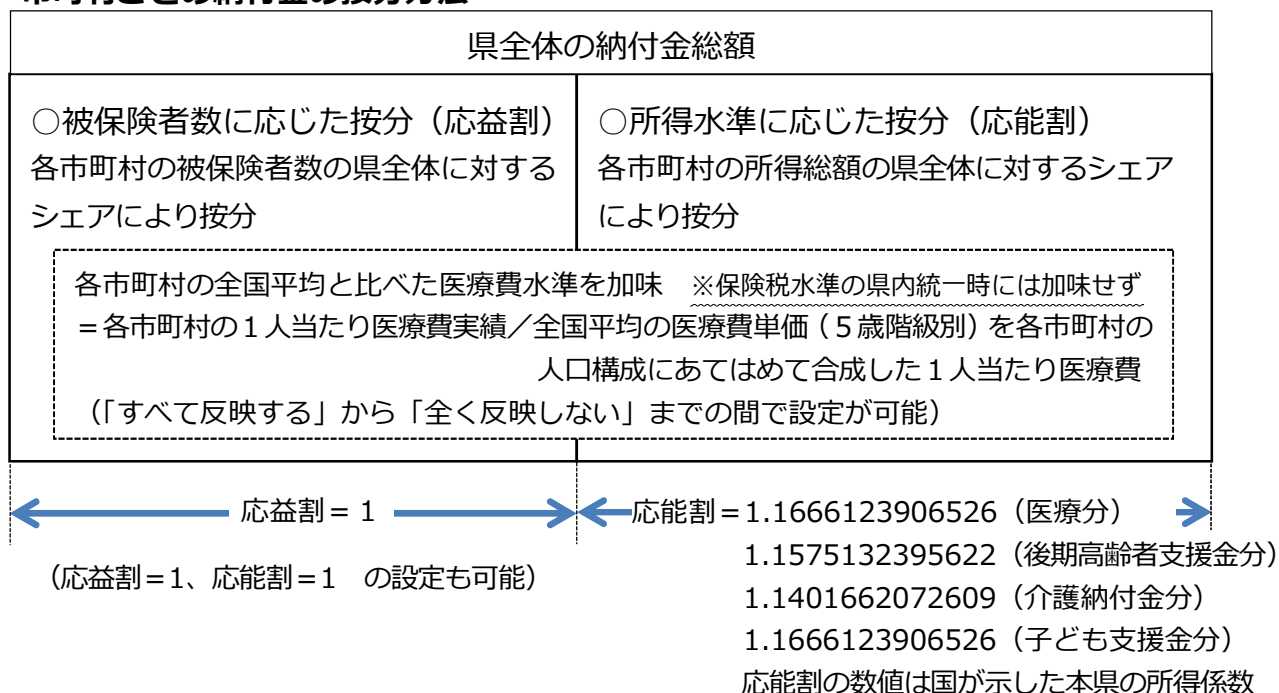
愛知県の国民健康保険事業に要する費用等に充てる納付金を県に支払うために、各市町村は保険税を賦課・徴収する。



（2）市町村ごとの納付金額と保険税の考え方（医療分）



（3）市町村ごとの納付金の按分方法



(4) 令和9年度納付金算定の考え方について（県連携会議において協議中）

- ア 被保険者数の推計方法：コーホート要因法（前年における1歳下の人口を「自然増減（出生と死亡）」及び「純移動（資格取得・喪失）」の実績に基づき推計）による。
- イ 一人当たりの保険給付費（医療費）の推計方法：国が示す推計方法を基本とする。
- ウ 医療費水準の反映：市町村ごとの医療費水準の違いを4割反映する。
※令和11年度の納付金ベースの保険税水準の県内統一に向け、
令和7年度から段階的に医療費水準の反映を減らしていく。
- エ 応能割の数値：国が示す全国平均の被保険者一人当たりの所得額における愛知県の所得額水準に応じた所得係数とする（応益割：応能割≠1：1）。
- オ 仮算定・本算定の提示時期は昨年どおりで変更なし
仮算定提示：11月中旬、本算定提示：1月中旬

(5) 愛知県における決算剰余金の活用について（県連携会議において協議予定）

令和8年度納付金算定では、決算剰余金の活用ルールに則り、令和6年度までの累積額の3分の1（約26億円）を活用し、令和8年度納付金の減算が行われた。

令和7年度の決算剰余金を含めた累積額は約164億円になる見込みで、令和9年度以降の納付金算定に活用できることが示されている。

これらの状況を踏まえ、令和9年度納付金の算定における活用ルールは、令和8年度算定と同様に、以下のとおりの案が予定されている。

【令和9年度以降の活用ルール（案）概要】

- ①納付金の急激な上昇を抑制するため、原則3年間で活用する。
- ②令和9年度納付金算定で累積額約164億円の3分の1を活用することを基本とする。
- ③令和8年度保険給付費の増加等で財源不足が見込まれる場合は、上限額を設けず令和8年度の執行に活用する。
- ④②を基本とするが、納付金の年度間の平準化を図るため、以下の場合は例外的に活用額の変更を可能とする。
 - ア 納付金が著しく上昇する場合
 - イ 納付金の伸びが小さく、剰余金の活用による必要性が低い場合

2 令和9年度保険税率の見直しを検討する上での今後の主な論点

将来的に保険税率の急激な引上げにならないように配慮するためには、段階的に本来集めるべき保険税水準に近づける必要がある。

このことを踏まえ、令和元年度国保運営協議会の審議により、「県の激変緩和措置が終了する令和5年度までの4年間で保険税率を改定する場合、単年の引上げ幅が大きくなるため、その2倍の8年間程度をかけて、令和9年度までに緩やかに引上げを実施する（※）ことが適当」と答申があった。また、令和2年度以降の答申もこの考え方を継承し、令和5年度に再度2年延長し、令和11年度までに実施することとした。

令和9年度保険税率等の見直しを検討する際には、これまでの答申を踏まえつつ、新たな変動要因も注視する必要がある。

なお、今年度から始まった子ども支援分については、市町村標準保険税率を使用する。

※豊田市国民健康保険事業財政調整基金（以下「基金」）を活用した本市独自の激変緩和措置

(1) 納付金に影響を及ぼす要因

納付金に影響する一人当たりの医療費の伸び等についても考慮する必要がある。

【考慮が必要なもの】

- ・被保険者数 ・一人当たりの医療費、所得 ・保険税収納率
- ・税率見込み ・県決算剰余金 ・標準保険税率との差
- ・納付金ベースの保険税水準の県内統一の影響（令和7年度～）
- ・子ども・子育て支援金の影響（令和8年度～）

【医療費の伸びの要因】

- ・高齢化の影響 ・診療報酬改定 ・医療の高度化

(2) 中長期の見通し（市独自の激変緩和措置実施期間）

被保険者の急激な負担増に対応するため、豊田市では令和2年度から令和9年度までの期間、市独自の激変緩和措置を講じながら保険税率の引上げを行うこととしてきた。その後、保険税水準の県内統一（納付金ベース）を令和11年度までに実施する方針が県から示されたため、令和5年度の当協議会での協議を経て、市独自の激変緩和措置の実施期間を2年延長することとした。

市独自の激変緩和措置の実施期間においては、中長期的な財政見通しを立てて計画的な引上げを進めているが、保険税率決定の重要な要素となる納付金には、多くの変動要因があるため、毎年度、納付金の算定結果等をもとに改定していく。

【参考】中長期の見通しの概要

（単位：百万円）

	R7	R8	R9	R10	R11
支出額	10,575	10,815	10,920	11,063	11,196
収入額	10,392	10,230	10,642	10,917	11,200
不足額	△183	△585	△278	△146	4

※記載の額は、保険税率を段階的に引き上げた場合における納付金ベースでの推計であり、国民健康保険特別会計全体の収支の見込みを表すものではない。

(3) 一般会計法定外繰入金の影響

一般会計からの法定外繰入のうち決算補てん目的とみなされるもの（下表中の●印）については、国のガイドラインにより、計画的に削減解消を目指すこととされており、実施している市町村は保険者努力支援制度においてマイナス評価を受ける。

ただし、市の独自施策として実施されている条例減免や福祉医療による減額調整分及び保健事業に係る繰入は決算補てんとみなされず、解消は求められていない。

【参考】法定外繰入金の推移

（単位：千円）

区分	R5 決算	R6 決算	R7 決算	R8 予算
保健事業繰入金	206,386	200,835	201,656	221,274
その他繰入金	1,929,759	1,455,411	725,568	220,206
福祉医療波及分	160,979	182,176	195,376	187,206
国保税減免分	20,519	21,582	23,000	33,000
基金積立分	1,748,261	1,251,653	507,192	0
● 決算補てん分	0	0	0	0

(4) 国民健康保険事業財政調整基金（基金）の活用

令和7年度は、13億8千万円余を取り崩し、10億1千万円余を積み立てたため、年度末の基金残高は16億1千万円余となった。

なお、令和8年度は年度当初に10億1千万円余を取り崩しており、市独自の激変緩和を実施するためには、引き続き一般会計からの繰入などの方法により、基金規模（保有額）が確保できるように積立が必要である。一般会計からの繰入については、市の財政状況等を踏まえ、過大な投入とならないよう慎重に検討する。

【参考】基金残高の推移

(単位：億円)

	R2 末	R3 末	R4 末	R5 末	R6 末	R7 末	R8 予定
取崩金額	10.7	17.7	14.0	16.5	17.5	13.8	10.1
積立金額	9.3	12.2	22.2	17.5	13.8	10.1	
(うち基金積立、利子)	9.3	11.3	8.6	17.5	12.5	5.1	未定
(うち前年度繰越金)	-	0.9	13.6	-	1.3	5.0	
差 額	△1.4	△5.5	+8.2	+1.0	△3.7	△3.7	未定
残 高	19.7	14.2	22.4	23.4	19.8	16.1	未定

(5) 保険税水準等の県内統一（※）の影響（県連携会議において協議予定）

ア 納付金ベースの県内統一

令和5年10月に国が「保険料水準統一加速化プラン」を策定し、県内統一に向けた動きを加速させていくこととされた。さらに「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和6年6月閣議決定）において、国民健康保険制度について保険料水準の統一を徹底することが明記されたこと等を踏まえ、都道府県における保険料水準統一の取組の更なる加速化に資するよう、加速化プランが改定された。

愛知県においては、令和11年度までに納付金ベースの県内統一を目指す方針が決定され、第3期愛知県国保運営方針（対象期間：令和6年度～11年度）にも盛り込まれている。

令和7年度から、納付金ベースの県内統一を一部反映（医療費水準の違いを無くすため、毎年度2割ずつ引き下げ）した納付金算定が行われていること、令和8年度から追加された子ども・子育て納付金が段階的に上げられることから、納付金が増加する傾向にあるため、影響を注視し、保険税率の議論に加味していく必要がある。

※保険税水準の県内統一：統一のレベルにより、愛知県では以下の2段階に分けて実施される予定。

【納付金ベース】市町村ごとの医療費水準の違いを反映しない。

【完全統一】県内どの市町村に住んでいても同じ家族構成・所得なら同じ税(料)。

イ 県内の保険税水準の完全統一

改定後の保険料水準統一加速化プラン（第2版）において、次期国保運営方針期間（令和12年度～17年度）を納付金ベースの統一から完全統一に向けた移行期間として、中間年度（令和15年度）までに完全統一に移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年度（令和18年度保険税算定）までの移行を目標とすることが示された。愛知県においては、完全統一に向けた協議を進め、今年度中に完全統一の目標年度設定を行う予定である。

3 令和9年度納付金・標準保険税率、運営協議会に関するスケジュール（予定）

時期		主体	内容	運営協議会	当初予算 編成
R8	7月 下旬	国	公費のあり方提示	—	—
	11月 中旬	県→市	納付金仮算定額・標準保険税率の提示 (仮係数をもとに算定)	第2回 11/26 予定	●
	12月 末日	国→県	国から確定係数の提示	第3回 12/17 予定 ※答申は後日	●
R9	1月 中旬	県→市	納付金確定額・標準保険税率の提示 (確定係数をもとに算定) ※算定結果によっては再協議等が必要	—	—

4 令和8年度国保保険料（税）に関する参考資料

(1) 令和8年度豊田市税率と市町村標準保険税率の比較

区分	内容		税率等			
			医療分 (全加入者)	後期支援分 (全加入者)	介護分 (40歳から64 歳の加入者)	子ども支援分 (全加入者)
所得 割	加入者の前年 中の所得に応 じて算出	①豊田市税率	6.78%	2.46%	2.24%	0.27%
		②標準保険税率	8.11%	2.90%	2.52%	0.29%
		差①－②	△1.33%	△0.44%	△0.28%	△0.02%
均 等 割	加入者の人数 に応じて算出	①豊田市税率	28,800 円	11,000 円	11,800 円	1,166 円 ※加算 48 円
		②標準保険税率	34,629 円	12,308 円	12,653 円	1,272 円 ※加算 63 円
		差①－②	△5,829 円	△1,308 円	△853 円	△106 円 ※加算△15 円
平 等 割	すべての世帯 が同額を負担	①豊田市税率	22,000 円	7,200 円	5,800 円	739 円
		②標準保険税率	22,229 円	7,901 円	6,266 円	808 円
		差①－②	△229 円	△701 円	△466 円	△69 円

※子ども支援分の均等割：18歳以上は48円を加算、18歳未満は10割軽減

(2) モデル世帯での税額（年額）シミュレーション

(単位：円)

	豊田市税率 ①	市町村 標準保険税率 ②	差額 ①－②
ケース① ・43 才単身世帯 ・世帯主の給与収入 65 万円以下（給与所得 0 円） ※低所得世帯に係る軽減：7 割	26,300	29,200	△2,900
ケース② ・67 才夫婦の 2 人世帯 ・世帯主の年金収入 250 万円（年金所得 140 万円） ※低所得世帯に係る軽減：2 割	181,600	211,400	△29,800
ケース③ ・40 代夫婦と小学生 2 人の 4 人世帯 ・世帯主の給与収入 228 万円（給与所得 152 万円） ※低所得世帯に係る軽減：5 割	238,400	276,900	△38,500
ケース④ ・40 代夫婦と小学生 2 人の 4 人世帯 ・世帯主の給与収入 567.5 万円（給与所得 410 万円） ※低所得世帯に係る軽減：なし	651,900	759,900	△108,000

※市町村標準保険税率：各市町村の収納率の違いなどを加味した保険料（税）率。

＜最終的に目指す水準に到達するまでの過程の目安＞

※子どもが未就学児の場合は、未就学児に係る均等割が 5 割軽減されるため、上表の金額より低くなる。

【報告事項 2】 令和 7 年度豊田市国民健康保険特別会計の決算見込みについて

歳入歳出決算額

	令和 7 年度決算	令和 6 年度決算
歳入総額…A	34,601,093 千円	35,902,504 千円
歳出総額…B	33,866,558 千円	35,192,433 千円
実質収支額…A-B	① 734,535 千円	710,071 千円

令和 7 年度決算のポイント

- ①実質収支は 7 億 3 千万円余の黒字となったものの、前年度繰越金 7 億 1 千万円余を除いた単年度収支は 2 千万円余の黒字で、引き続き厳しい財政状況となった。
- ②歳入のうち、一人当たり国民健康保険税は前年度から 8,179 円（7.1%）増加した。
- ③歳出のうち、一人当たり保険給付費は、前年度から 9,647 円（2.8%）増加し、一人当たり国民健康保険事業費納付金は前年度から 2,568 円（1.5%）増加した。

●歳入

（単位：千円、%）

（単位：円）

款	予算現額	令和 7 年度決算額	令和 6 年度決算額	決算構成比		令和 7 年度決算額（一人当たり）		令和 6 年度決算額	増減
1 国民健康保険税	6,891,967	7,499,156	7,331,560	21.7		国民健康保険税	㊟ 123,479	115,300	8,179
2 国 庫 支 出 金	117	116	190	0.0		国 庫 支 出 金	2	3	△1
3 県 支 出 金	22,054,360	22,004,158	22,196,584	63.6		県 支 出 金	362,316	349,074	13,242
4 財 産 収 入	4,458	4,459	1,136	0.0		財 産 収 入	73	18	55
5 繰 入 金	4,339,297	4,277,598	5,731,695	12.4		繰 入 金	70,434	90,139	△19,705
6 繰 越 金	710,070	710,071	587,436	2.1		繰 越 金	11,692	9,238	2,454
7 諸 収 入	96,749	105,535	53,903	0.3		諸 収 入	1,738	848	890
合 計	34,097,018	34,601,093	35,902,504	100.0		合 計	569,734	564,620	5,114

（単位：千円）

繰入金の内訳	令和 7 年度決算額	令和 6 年度決算額	増減
基盤安定繰入金	1,410,915	1,421,368	△10,453
未就学児／産前産後繰入金	17,746	17,437	309
職員給与費等繰入金	368,465	724,933	△356,468
出産育児一時金等繰入金	49,875	40,088	9,787
財政安定化支援事業繰入金	121,720	123,362	△1,642
保健事業繰入金	201,656	200,835	821
その他一般会計繰入金	725,568	1,455,411	△729,843
基金繰入金	1,381,653	1,748,261	△366,608

（単位：千円）

その他繰入金の内訳	令和 7 年度決算額	令和 6 年度決算額	増減
福祉医療波及分	195,376	182,176	13,200
国保税減免分	23,000	21,582	1,418
基金積立分	507,192	1,251,653	△744,461
決算補てん分	0	0	0

●歳出

（単位：千円、%）

（単位：円）

款	予算現額	令和 7 年度決算額	令和 6 年度決算額	決算構成比	令和 7 年度決算額（一人当たり）		令和 6 年度決算額	増減
1 総 務 費	521,155	504,476	737,756	1.5	総 務 費	8,307	11,602	△3,295
2 保 険 給 付 費	21,585,203	21,435,442	21,829,670	63.3	保 険 給 付 費	㊦ 352,951	343,304	9,647
3 国民健康保険 事業費納付金	10,575,243	10,575,241	10,909,092	31.2	国民健康保険 事業費納付金	㊦ 174,130	171,562	2,568
4 保 健 事 業 費	351,430	302,193	298,392	0.9	保 健 事 業 費	4,976	4,693	283
5 基 金 積 立 金	1,014,985	1,014,985	1,382,789	3.0	基 金 積 立 金	16,713	21,746	△5,033
6 諸 支 出 金	49,002	34,221	34,734	0.1	諸 支 出 金	563	546	17
7 予 備 費	0	0	0	－	予 備 費	0	0	0
合 計	34,097,018	33,866,558	35,192,433	100.0	合 計	557,640	553,453	4,187

【報告事項3】令和8年度豊田市国民健康保険特別会計の当初予算について

歳入歳出予算額

	令和7年度当初予算 (A)	令和8年度当初予算 (B)	増減 (B/A)
歳入総額	32,306,109 千円	32,901,359 千円	+1.8%
歳出総額	32,306,109 千円	32,901,359 千円	+1.8%

●歳入

(単位：千円、%)

款	令和7年度	令和8年度	増減
1 国民健康保険税	6,891,967	7,566,156	+9.8
2 国庫支出金	2	9,264	+100.0 超
3 県支出金	21,479,060	21,700,278	+1.0
4 財産収入	4,030	6,703	+66.3
5 繰入金	3,819,983	3,513,105	△8.0
6 繰越金	20,000	20,000	0.0
7 諸収入	91,067	85,853	△5.7
合 計	32,306,109	32,901,359	+1.8



(単位：千円)

繰入金の内訳	令和7年度 当初	令和8年度 当初	摘要
基盤安定繰入金・未就学児 繰入金・産前産後税繰入金	1,438,806	1,470,671	令和7年度交付額を計上
職員給与費等繰入金	358,134	468,707	歳出見込み額を計上
出産育児一時金等繰入金	56,000	—	令和8年度より廃止
財政安定化支援事業繰入金	123,362	121,720	愛知県が算出した額を計上
保健事業繰入金	243,652	221,274	歳出見込み額を計上
その他一般会計繰入金	218,376	220,206	福祉医療波及・税減免を計上
基金繰入金	1,381,653	1,010,527	

●歳出

(単位：千円、%)

款	令和7年度当初	令和8年度当初	増減
1 総務費	505,679	494,084	△2.3
2 保険給付費	20,938,796	21,434,143	+2.4
3 国民健康保険 事業費納付金	10,445,351	10,583,147	+1.3
4 保健事業費	367,251	338,280	△7.9
5 基金積立金	4,030	6,703	+66.3
6 諸支出金	40,002	40,002	0.0
7 予備費	5,000	5,000	0.0
合 計	32,306,109	32,901,359	+1.8

【報告事項 4】国民健康保険税率等の改正について

1 令和 8 年度国民健康保険税率の改正内容

令和 7 年度国民健康保険運営協議会の答申に基づき、以下のとおり税率等を改正

※課税限度額については、地方税法施行令の一部改正に伴い改正

区分	内容		税率等			
			医療分 (全加入者)	後期支援分 (全加入者)	介護分 (40 歳から 64 歳の加入者)	子ども支援分 (全加入者)
所得割	加入者の前年中の所得に応じて算出	改正前	6.39%	2.34%	2.16%	—
		改正後	6.78%	2.46%	2.24%	0.27%
		増減	+0.39%	+0.12%	+0.08%	+0.27%
均等割	加入者の人数に応じて算出	改正前	28,800 円	11,000 円	10,500 円	—
		改正後	28,800 円	11,000 円	11,800 円	1,166 円 ※加算 48 円
		増減	—	—	+1,300 円	+1,166 円 ※加算 48 円
平等割	すべての世帯が同額を負担	改正前	22,200 円	6,500 円	5,800 円	—
		改正後	22,200 円	7,200 円	5,800 円	739 円
		増減	—	+700 円	—	+739 円
課税限度額		改正前	66 万円	26 万円	17 万円	—
		改正後	67 万円	26 万円	17 万円	3 万円
		増減	+1 万円	—	—	+3 万円

※子ども支援分の均等割：18 歳以上は 48 円を加算、18 歳未満は 10 割軽減

2 法定軽減の主な改正内容

低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置（7 割・5 割・2 割）のうち、5 割、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げる。

＜改正の内容＞

項目		所得の基準額
5 割軽減	改正前	基礎控除額（43 万円）+ 30.5 万円×被保険者数等 + 10 万円×（給与所得者等の数－1）
	改正後	基礎控除額（43 万円）+ 31 万円 ×被保険者数等 + 10 万円×（給与所得者等の数－1）
2 割軽減	改正前	基礎控除額（43 万円）+ 56 万円×被保険者数等 + 10 万円×（給与所得者等の数－1）
	改正後	基礎控除額（43 万円）+ 57 万円 ×被保険者数等 + 10 万円×（給与所得者等の数－1）

※ 軽減の対象は、国民健康保険税のうち均等割と平等割

【報告事項 5】 国民健康保険税の滞納削減に向けた取組について

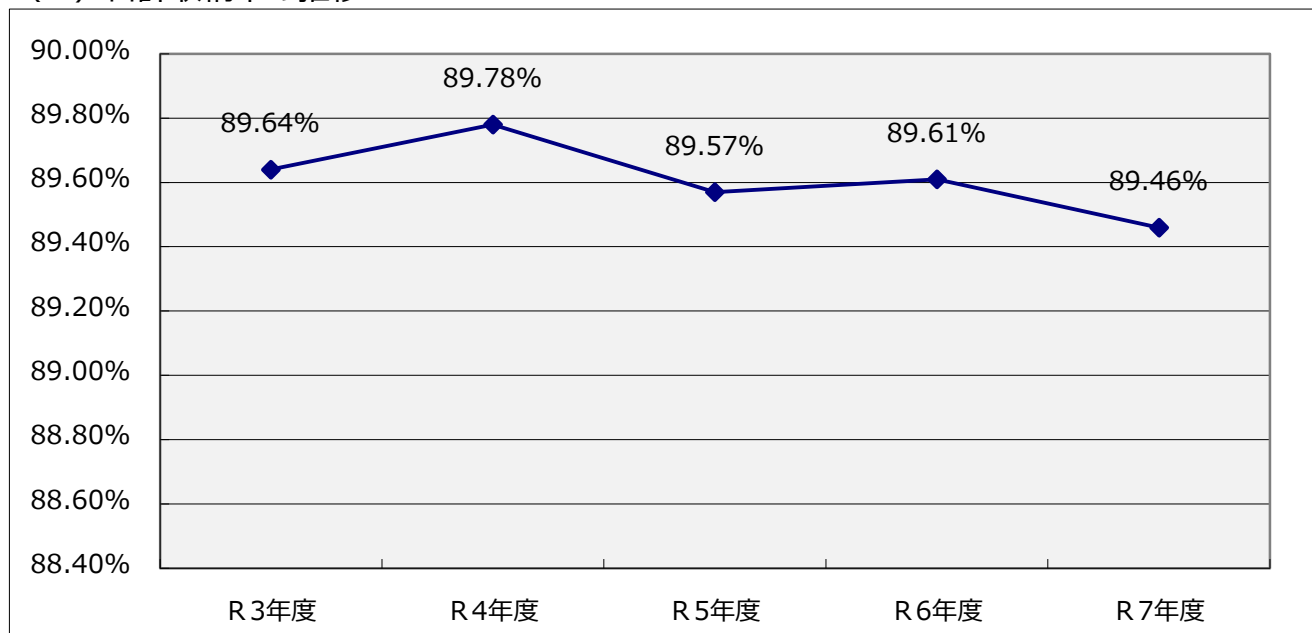
1 収納率の推移（令和 3 年度～令和 7 年度）

（1）現年・滞納繰越別収納率の推移

（単位：百万円。百万円未満切捨て）

	現年度分			滞納繰越分			合計		
	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
R 3 年度	7,643	7,397	96.78%	867	232	26.75%	8,511	7,629	89.64%
R 4 年度	7,585	7,325	96.58%	806	208	25.84%	8,391	7,534	89.78%
R 5 年度	7,336	7,062	96.27%	763	191	25.13%	8,099	7,254	89.57%
R 6 年度	7,418	7,114	95.91%	763	217	28.44%	8,181	7,331	89.61%
R 7 年度	7,601	7,280	95.77%	781	219	28.04%	8,382	7,499	89.46%

（2）合計収納率の推移



2 令和 7 年度の取組実績

- （1）滞納者に対する催告の実施（64,772 件※）
※窓口委託事業者による電話、SMS（ショートメッセージサービス）、文書催告（国民健康保険税含む）
- （2）滞納防止のための口座振替の勧奨（年度当初納税通知書に同封した申込書 12,749 件）
- （3）特別療養費候補者対象者への通知（184 人）
※通知に対して返答がなかった場合、令和 8 年度に特別療養費対象となる。
- （4）財産調査の徹底による早期の差押の実施（697 件）
- （5）納付困難な状況に応じた納税の猶予の実施（1 件）

3 令和8年度数値目標

現年度収納率 95.91%

過年度収納率 28.44%

4 令和8年度の取組

(1) 滞納者への早期の納付催告

SMS、催告ハガキ、督促状発送後の架電など、滞納者の状況に応じた納付催告を実施する。

(2) 滞納防止のための口座振替の勧奨

国保年金課が発送する年度当初の納税通知書に口座振替の申込書を同封し、口座振替への切り替えを勧奨する。加入手続の際には窓口の職員が勧奨を行う。

また、電話催告時にも口座振替の勧奨を行う。

(3) 滞納整理の適正な実施

支払能力のある滞納者に対して財産調査を着実にを行い、財産があった場合は早期に差押を実施する。

(4) 納付困難な状況に応じた納税の猶予の実施

納税の猶予の対象となり得る滞納者は、状況に応じて猶予制度を案内する。

(5) 特別療養費制度の運用開始に伴う折衝

令和8年7月に国保年金課から対象者へ「特別療養費の支給に係る事前通知書」を送付した。「特別療養費の支給に係る事前通知書」を受け取ったものは、医療機関等の窓口で一旦、医療費を全額負担することになる。対象者は債権管理課システムでも分かるように管理されているため、折衝機会を確保するとともに、特別療養費として支給予定の医療費の充当（つまり納税）を促す。

5 その他（滞納状況）

(1) 滞納金額（各年度決算時点）（単位：百万円。百万円未満切捨て）

対象年度	現年度分	滞納繰越分	合計
令和5年度	273	492	765
令和6年度	303	482	785
令和7年度	332	520	852

(2) 滞納世帯数（各年度5月末時点）

対象年度	滞納者世帯数	世帯数	滞納世帯割合
令和6年度	2,403 世帯	43,379 世帯	5.5%
令和7年度	2,572 世帯	41,987 世帯	6.1%
令和8年度	2,355 世帯	40,735 世帯	5.7%

※滞納者世帯数の算出に当たっては、国保年金課で保有している国民健康保険税滞納者情報及び国民健康保険被保険者情報を突合し、月末時点で滞納世帯かつ国保資格がある世帯を集計した。

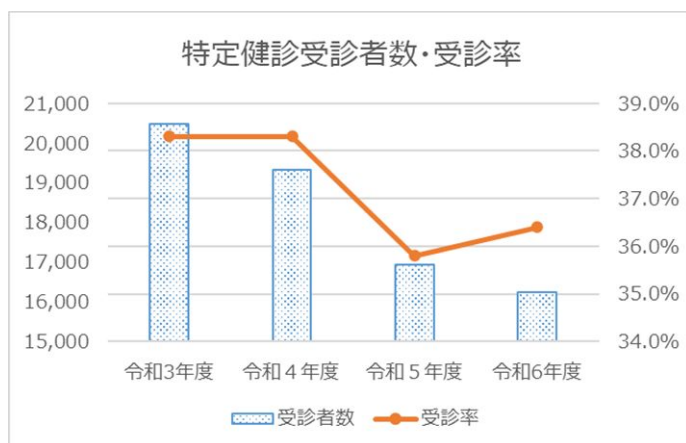
【報告事項 6】 豊田市特定健康診査等実施計画及び 豊田市国民健康保険データヘルス計画の取組状況について

1 目標値(法定報告値)

・ 特定健康診査受診率	令和 1 1 年度	4 5 %
・ 特定保健指導実施率（終了率）	令和 1 1 年度	2 5 %

2 特定健康診査・特定保健指導 法定報告値

項目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
特定健康診査受診率	実績	38.3%	38.3%	35.8%	36.4%	令和 8 年 11 月公表
	対象者数	53,482 人	50,421 人	47,288 人	44,661 人	
	受診者数	20,475 人	19,322 人	16,923 人	16,246 人	
特定保健指導実施率（終了率）	実績	8.7%	18.1%	15.0%	22.1%	令和 8 年 11 月公表
	対象者数	1,985 人	1,867 人	1,562 人	1,543 人	
	終了者数	172 人	337 人	234 人	341 人	



3 特定健診受診率の推移

単位：人

年度		40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳以上	合計
令和 3 年度	対象者	5,804	6,239	18,530	22,909	53,482
	受診者	951	1,414	7,437	10,673	20,475
	受診率	16.4%	22.7%	40.1%	46.6%	38.3%
令和 4 年度	対象者	5,450	6,387	17,419	21,165	50,421
	受診者	860	1,421	7,124	9,917	19,322
	受診率	15.8%	22.2%	40.9%	46.9%	38.3%
令和 5 年度	対象者	5,201	6,436	16,469	19,182	47,288
	受診者	822	1,343	6,344	8,414	16,923
	受診率	15.8%	20.9%	38.5%	43.9%	35.8%
令和 6 年度	対象者	5,036	6,507	15,569	17,549	44,661
	受診者	757	1,484	6,056	7,949	16,246
	受診率	15.0%	22.8%	38.9%	45.3%	36.4%

※2 年度は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、特定健診の実施を一時見合わせていた時期あり。

出典：法定報告

第3期豊田市国民健康保険データヘルス計画
保健事業の取組実績

事業名	担当課	事業概要	評価指標		計画策定時実績 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																											
			1 特定健康診査受診率	実績値 実績																																		
1 特定健康診査事業	アウト プット	特定健康診査の対象者に健診を実施する。 また、未受診者に対して受診勧奨通知の送付や、事業主健診等の結果提供依頼を行う。	1 特定健康診査受診率	38.3 %	(40代) 16 % (50代) 22 %	17.5 % 23.5 % 15.7 % 20.9 %	18 % 24 % 15.0 % 22.8 %	18.5 % 24.5 % % %	19 % 25 % % %	19.5 % 25.5 % % %	45 %																											
												3 事業主健診等の情報提供者数	93 人	100 人 78 人	150 人 51 人	200 人 300 人	350 人																					
																		4 受診勧奨者の受診率 (若年層 (40・50歳代) 対象)	—	10 % 7.8 %	10 % 13.6 %	10 % %	10 % %															
																								5 受診勧奨者の受診率 (長期未受診・不定期受診者・新規国保加入者対象)	33.6 %	35 % 25.6 %	35 % %	35 % %										
																													1 メタボリックシンドローム該当者割合	21.2 %	20.8 % 20.7 %	20.6 % %	20.4 % %	20.2 % %	20.0 % %			
2 メタボリックシンドローム予備重者割合	9.8 %	9.6 % 9.5 %	9.2 % %	9.0 % %	8.8 % %	8.6 % %																																
2 特定保健指導事業	アウト カム	特定保健指導の対象者に保健指導を実施する。 また、未利用者に対して電話等による利用勧奨や、利用しやすい体制を整えることで、より多くの対象者に保健指導を実施する。	3 指導利用勧奨者の指導利用率	12.5 %	8.5 %	12.6 % 8.5 %	12.7 % 6.4 %	12.8 % %	12.9 % %	13.0 % %	13.1 % %																											
												1 特定保健指導実施率 (終了率)	18.1 %	20 % 15 %	21 % 22.1 %	22 % %	23 % %	24 % %	25 % %																			
																				2 健診当日の指導利用者数	53 人	68 人 177 人	84 人 477 人	100 人 133 人	150 人													
																										3 受診勧奨後の医療受診率	35 %	35.1 % 22.6 %	35.2 % 17.1 %	35.3 % %	35.4 % %	35.5 % %	35.6 % %					
																																		2 特定保健指導対象者減少率	17 %	17.1 % 14.7 %	17.2 % 16 %	17.3 % %
3 糖尿病性障害 重症化予防事業	アウト カム	保健指導が訪問・面接・電話・手紙等により、対象者へ特定健康診査結果の説明や医療機関への受診勧奨及び生活習慣改善に向けた保健指導を行うことで、適切に医療に結びつけ、糖尿病の重症化を予防する。	1 教室参加人数・率	4.7 %	22 人	5 % 6 %	5 % 2.6 %	5 % %	5 % %	5 % %	5 % %																											
												2 受診勧奨後の医療受診率	59.7 %	80 %	80 % 76.9 %	80 % %	80 % %	80 % %	80 % %	80 % %	80 % %																	
																						1 差額通知発送者数・率	100 %	100 % 3,899 人	100 % %	100 % %	100 % %	100 % %	100 % %	100 % %								
																															2 訪問・電話での指導実施者数・率	0 人	100 % %	100 % %	100 % %	100 % %	100 % %	100 % %
4 ジェネリック医薬品の啓発事業	アウト カム	ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬剤料を通知する。	1 通知者数・率	100 %	2 人	100 % 100 %	100 % %	100 % %	100 % %	100 % %	100 % %																											
												2 訪問・電話での指導実施者数・率	0 人	100 % %	100 % %	100 % %	100 % %	100 % %	100 % %	100 % %	100 % %																	
																						1 健康教育の実施回数、参加者数	45 回	2,060 人 126 回 2,461 人	2,180 人 140 回 2,988 人	2,240 人 回 人	2,300 人 回 人	2,360 人 回 人										
																													2 健康相談の実施回数、参加者数	30 回	860 人 427 回 3,298 人	980 人 460 回 人	1,040 人 回 人	1,100 人 回 人	1,160 人 回 人			
																																				1 ヘルスサポートリーダーの活動回数	354 回	360 回 336 回
5 生活習慣病 予防教室	アウト カム	健康づくりボランティアであるヘルスサポートリーダーを育成し、正しい健康情報の周知・啓発を行う。 健康アプリ等のICTを活用し、市民の主体的な健康づくりを支援する。	1 ヘルスサポートリーダーの活動に参加した市民の数	7,959 人	8,280 人 9,953 人	8,395 人 14,489 人	8,510 人 人	8,625 人 人	8,740 人 人	8,855 人 人	8,955 人 人																											
												1 健康アプリの登録者数	1,522 人	2,000 人 2,375 人	2,500 人 2,731 人	3,000 人 人	3,600 人 人	4,300 人 人	5,000 人 人																			
																				2 健康相談の実施回数、参加者数	30 回	860 人 427 回 3,298 人	980 人 460 回 人	1,040 人 回 人	1,100 人 回 人	1,160 人 回 人												
																											1 対象者の重複・多剤投与等の改善者数・率	50 % 1 人	100 % %	100 % %	100 % %	100 % %	100 % %	100 % %				
																																			1 通知者数・率	100 %	100 %	100 %
6 生活習慣病 予防教室	アウト カム	特定保健指導の対象とはならないが、血圧、脂質、血糖、尿たんばく等の値が正常範囲を超えている者に対して、生活習慣改善のための保健指導を行う。	1 教室参加人数・率	4.7 %	22 人	5 % 6 %	5 % 2.6 %	5 % %	5 % %	5 % %	5 % %																											
												2 受診勧奨後の医療受診率	59.7 %	80 %	80 % 76.9 %	80 % %	80 % %	80 % %	80 % %	80 % %	80 % %																	
																						1 差額通知発送者数・率	100 %	100 % 3,899 人	100 % %	100 % %	100 % %	100 % %	100 % %	100 % %								
																															2 訪問・電話での指導実施者数・率	0 人	100 % %	100 % %	100 % %	100 % %	100 % %	100 % %
7 健康教育・健康相談	アウト カム	学校、自治区等を対象に健康教育、健康相談を実施する。	1 健康教育の実施回数、参加者数	45 回	2,060 人 126 回 2,461 人	2,180 人 140 回 2,988 人	2,240 人 回 人	2,300 人 回 人	2,360 人 回 人	2,360 人 回 人	2,360 人 回 人																											
												2 健康相談の実施回数、参加者数	30 回	860 人 427 回 3,298 人	980 人 460 回 人	1,040 人 回 人	1,100 人 回 人	1,160 人 回 人																				
																			1 ヘルスサポートリーダーの活動回数	354 回	360 回 336 回	370 回 502 回	375 回 回	380 回 回	385 回 回													
																										2 健康アプリの登録者数	1,522 人	2,000 人 2,375 人	2,500 人 2,731 人	3,000 人 人	3,600 人 人	4,300 人 人	5,000 人 人					
																																		1 ヘルスサポートリーダーの活動に参加した市民の数	7,959 人	8,280 人 9,953 人	8,395 人 14,489 人	8,510 人 人
8 ヘルスサポート リーダーが行う 健康づくり 啓発事業	アウト カム	ヘルスサポートリーダーを育成し、正しい健康情報の周知・啓発を行う。 健康アプリ等のICTを活用し、市民の主体的な健康づくりを支援する。	1 健康アプリの登録者数	1,522 人	2,000 人 2,375 人	2,500 人 2,731 人	3,000 人 人	3,600 人 人	4,300 人 人	5,000 人 人	5,000 人 人																											
												2 健康相談の実施回数、参加者数	30 回	860 人 427 回 3,298 人	980 人 460 回 人	1,040 人 回 人	1,100 人 回 人	1,160 人 回 人																				
																			1 ヘルスサポートリーダーの活動回数	354 回	360 回 336 回	370 回 502 回	375 回 回	380 回 回	385 回 回													
																										2 健康アプリの登録者数	1,522 人	2,000 人 2,375 人	2,500 人 2,731 人	3,000 人 人	3,600 人 人	4,300 人 人	5,000 人 人					
																																		1 ヘルスサポートリーダーの活動に参加した市民の数	7,959 人	8,280 人 9,953 人	8,395 人 14,489 人	8,510 人 人
9 ICTを活用した 健康づくり事業	アウト カム	ヘルスサポートリーダーを育成し、正しい健康情報の周知・啓発を行う。 健康アプリ等のICTを活用し、市民の主体的な健康づくりを支援する。	1 健康アプリの登録者数	1,522 人	2,000 人 2,375 人	2,500 人 2,731 人	3,000 人 人	3,600 人 人	4,300 人 人	5,000 人 人	5,000 人 人																											
												2 健康相談の実施回数、参加者数	30 回	860 人 427 回 3,298 人	980 人 460 回 人	1,040 人 回 人	1,100 人 回 人	1,160 人 回 人																				
																			1 ヘルスサポートリーダーの活動回数	354 回	360 回 336 回	370 回 502 回	375 回 回	380 回 回	385 回 回													
																										2 健康アプリの登録者数	1,522 人	2,000 人 2,375 人	2,500 人 2,731 人	3,000 人 人	3,600 人 人	4,300 人 人	5,000 人 人					
																																		1 ヘルスサポートリーダーの活動に参加した市民の数	7,959 人	8,280 人 9,953 人	8,395 人 14,489 人	8,510 人 人
10	アウト カム	ヘルスサポートリーダーを育成し、正しい健康情報の周知・啓発を行う。 健康アプリ等のICTを活用し、市民の主体的な健康づくりを支援する。	1 健康アプリの登録者数	1,522 人	2,000 人 2,375 人	2,500 人 2,731 人	3,000 人 人	3,600 人 人	4,300 人 人	5,000 人 人	5,000 人 人																											
												2 健康相談の実施回数、参加者数	30 回	860 人 427 回 3,298 人	980 人 460 回 人	1,040 人 回 人	1,100 人 回 人	1,160 人 回 人																				
																			1 ヘルスサポートリーダーの活動回数	354 回	360 回 336 回	370 回 502 回	375 回 回	380 回 回	385 回 回													
																										2 健康アプリの登録者数	1,522 人	2,000 人 2,375 人	2,500 人 2,731 人	3,000 人 人	3,600 人 人	4,300 人 人	5,000 人 人					
																																		1 ヘルスサポートリーダーの活動に参加した市民の数	7,959 人	8,280 人 9,953 人	8,395 人 14,489 人	8,510 人 人

【報告事項 7】 第 3 期豊田市国民健康保険データヘルス計画の中間評価及び 第 4 期豊田市特定健康診査等実施計画の中間評価について

1 データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画について

データヘルス計画とは、レセプト（診療報酬明細書）や健診情報など電子化されたデータを活用・分析して、個々の被保険者や地域の特性を踏まえたうえで、効果的かつ効率的な保健事業を実施するための事業計画である。

また、特定健康診査等実施計画については、特定健康診査と特定保健指導の具体的な目標や事業方法を定めたもので、2つの計画については、関連性が深いことから、一体化して策定した。

本市の計画実施状況

計画名	計画期間	(参考) 計画期間
データヘルス計画 (第3期)	6年 (令和6～11年度)	1期計画：平成28～29年度 2期計画：平成30～令和5年度
特定健康診査等実施計画 (第4期)	6年 (令和6～11年度)	1期計画：平成20～24年度 2期計画：平成25～29年度 3期計画：平成30～令和5年度

2 中間評価について

(1) 評価対象

個別保健事業について、以下の内容で実施する。

各保健事業（原則、主要3事業）の進捗状況・成果を記載し、事業の実施率（アウトプット指標）・成果（アウトカム指標）の実績値、目標達成状況を使用して評価を行う。

【主要3事業】

①特定健康診査 ②特定保健指導

選定理由：法定事業であるため。

③糖尿病性腎症重症化予防事業

選定理由：国民健康保険において医療費と密接に関連する重要性の高い事業であるため。

また、糖尿病患者数や糖尿病関連の有所見者が多いことは豊田市の健康課題の一つであるため。

(2) 評価手法

ア 上記①から③の主要事業について実績値（R6～R7）を入力し目標の進捗状況を確認し、各評価指標を以下の区分で評価することとする。

◎	達成	目標値を達成しているもの。
○	改善	計画策定時の値から改善しており、順調に進んでいるもの。
●	未達成	計画策定時の値から悪化しており、目標値に向けて遅れているもの。
—	評価困難	基準や指標の変更等により評価が困難であるもの。

イ アウトカム・アウトプットの評価・見直し判定

ウ 事業見直し方向性及び見直し内容の決定

エ 評価困難理由の検討（評価判定が「—」の場合）

3 中間評価のスケジュール

- 4～6月 中間評価の事前準備
- 7～10月 事業評価・見直し
 - 8月 第1回国保運営協議会（8/6）報告
中間評価の説明
- 10～11月 中間評価報告書の最終案作成
 - 11月 第2回国保運営協議会（11/26）協議
 - 12月 第3回国保運営協議会（12/17）報告
中間評価の最終案説明
- 3月 報告書の完成、市民へ公表（HP掲載）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
内容 検討	事前準備 ⇒ 事業評価・見直し					素案作成		最終案 作成				
運協					第1回 報告			第2回 協議	第3回 報告			
その他												報告書作成 市民公表